

<経過等報告>

- 4/18(木) 第2回区役員会
4/22(火) “ふるさとの環境を守る会”(会長白井尚夫八名区長会長) 打合せ会議
4/23(水) 「タナカ興業が H26.2.18 に新城市に提出した回答に対する質問書」を提出
4/23(水) 市役所にて商工・立地課から「工業立地法」に基づく届け出について、環境部から「今後の対応」について説明を受ける。(区長会長・副会長)
4/24(木) 4/4 に一畷田区長から市長あてに提出した質問3件について回答文書を受領
4/24(木) 新城市区長会長会議(白井尚夫八名区長会長から「署名」について説明)
4/29(火) “ふるさとの環境を守る会” 打合せ会議
5/3(土) 第3回区役員会

<「工場立地法」に基づく届け出> 4/23 新城市産業立地部商工立地課からの説明

- ・この法律は、工場敷地の使用に際して、生産施設や緑地等の面積率を決めているものです。
生産施設面積率(65%以下), 緑地面積率(20%以上), 環境施設面積率(25%以上/緑地を含む)
- ・届出対象: 製造業, 電気・ガス・熱供給業者(太陽光発電を除く) 建物 3 千㎡・敷地 9 千㎡以上
タナカ興業: 職業分類=サービス業, 工場立地法上の分類=製造業
- ・届け出窓口: 新城市産業立地部商工立地課 (4/23 現在未提出)
- ・届出時期 : 工事着手 90 日前まで(30 日前まで短縮あり) 通常建築確認と並行して申請される。

< 回答 2/26 経過説明会の資料 P5「タナカ興業への質問等に対する回答」に関する事項 >

⇒ 4/23 に提出した質問書の回答を得た後, 合わせて整理予定。公民館に啓示閲覧自由。

< 回答「隣地承諾」は書類が必要ではないのか。説明事実で足りるとする理由 > (要約)

「隣地承諾書」は行政指導(指導要綱)により求めている書類であり, 法定の必要書類ではないため。

< 回答「買戻し特約(H25.7.8 抹消)」が行使できなかった理由 >

市長からの回答文書(原文のまま)

○買戻し約が行使できなかった理由について企業庁に確認したところ, 以下の回答がありました。

企業庁が買戻特約に基づいて買戻権を行使できるのは, 契約当時者である土地買受人が, ①操業開始期限を経過しても操業しないとき, ②土地を目的外の用途に使用したとき, ③土地を企業庁の承諾を受けずに転売したときに限られます。競売開始決定の時点においては, 上記①及び②の要件に該当しないことから, 企業庁が買戻権を行使することはできません。また, 競売による所有権移転は上記③に該当しないことから, 企業庁が買戻権を行使することはできません。

登記の抹消請求がされなかったために買戻特約の登記が抹消されていない場合でも, 上記①から③のいずれかに該当しない限り, 企業庁が買戻権を行使することはできません。

＜企業団地の土地がなぜ産業廃棄物処理業者に渡ってしまったのか＞

経過説明会で多くの参加者が疑問に思ったことです。何回か質問が繰り返されました。これに対して、市は「県が優先的に買い戻すという取り決めについて、県に照会をかけたところ、残念ながら競売物件に付したものについては従来かかっていた制約をかけることができないという旨の回答を得ました。」と説明をしてきました。

競売は、“③土地を企業庁の承諾を受けずに転売したとき”に該当しないので買戻特約を行使できないという理由は成り立ちますが、企業団地の土地が誘致対象外の業種企業に渡ってしまった理由としては十分な説明でしょうか。適切な説明でしょうか。正確な情報を得た上での説明だったのでしょうか。そもそも3項目の条件はどのようにして決まったのでしょうか。

＜今後の予定＞

5/12(月) “子どもと環境を守る会” 副知事に面会(東三河県庁)

5/12(月) 八名区長会

5/17(土) 産廃反対集会(新城の環境を考える会, 八名区長会長, 子どもと環境を守るママの会)
10:00～11:30 富岡ふるさと会館

期日未定 4/23 提出した質問の回答受領後, 区民集会又は臨時総会

＜基本方針と行動計画＞

○基本方針

1. 地域の発展や環境の保全ために、区民が一丸となって南部企業団地において産業廃棄物処理業の操業を許さないことを目的とする。
2. 区民の意思に基づいて行動する。進出に反対する。容認もしない。対話には応じる。
3. 当面の活動は区執行部が主導する。必要に応じて、一ヶ田区規約第14条第4号に基づく特別委員会の設置を検討する。それに備えて協力者を得る。
4. 重要局面に際しては区民集会又は規約第14条第1号に基づく臨時総会を開催する。

○行動計画

1. タナカ興業の操業の現状や不法行為, 今回進出に関する説明の矛盾を明らかにして, 住民と市議会と市が協力して, 情報の共有化を図り, その不適切な事実や矛盾を, 県に進言することにより標準処理期間の引き延ばしを図ること。
2. 許可が出る可能性を考え, 市が事業者に対して極めて厳しい環境保全協定を準備することを求めること。
3. この問題を住民に正しく伝えること。基本方針に沿った住民の行動を支援すること。
4. 産廃問題に関して, 他の行政区及び関係諸団体と協力すること。
5. 産業廃棄物処理業の進出反対は, 純粋に反対の立場で進めること。
6. この方針及び計画の変更は, 区民による集会, 又は区政審議委員の意見を聴いた上で区役員会において行うこと。

これまでの経費

横断幕(1枚)¥47,250, のぼり旗(200枚)¥111,300, 旗竿(200本)¥90,300, 角杭(114本)¥11,212, 紐(4巻)¥1,920, ペンキ・刷毛¥3,282, 情報公開手数料¥900 計 266,164(コピー使用料含まず)

<新たな署名活動について>

この署名は、市議会「意見書」、市長「要望書」と同じく新城南部企業団地を目的どおり製造業と物流業の団地とするよう求めて、産業廃棄物処理業の申請に対しては、これを許可しないように求めるものです。八名地区以外の行政区等にも依頼して進めます。ご協力をお願いします。

新城南部企業団地への産業廃棄物処理業の進出計画に関する要望書（案）

愛知県知事 大村 秀章 殿

新城南部企業団地は、地域の発展や雇用の創出を目指して、愛知県と新城市による計画に地元も用地を提供するなど協力して完成したものです。この企業団地は、製造業と物流業の集積を図るとされ、桜淵県立自然公園に近く、周辺には住宅や農地、こども園、小中学校や老人福祉施設もある調和のとれた地域となっています。

その企業団地の一画に平成 20 年 6 月に分譲を得た企業が、平成 22 年 10 月に倒産し、その跡地に産業廃棄物処理業が進出しようとしております。この事態は誠に遺憾であり、怒りすら覚えます。

新城市長は、その事業者あてに平成 24 年 6 月 20 日付文書で「この(新城南部)企業団地はまだ分譲の途中であるため製造業、物流業を誘致するという原則を崩すことは致しません。進出については賛同いたしかねます。」と通知し、現在もその立場は変わらないとしています。

また、新城市議会は、平成 26 年 3 月 20 日「新城南部企業団地開発の趣旨と基本方針に基づき適切に対応するとともに、産業廃棄物処理業の進出に対し慎重な対応を求めます。」と愛知県知事あてに全会一致による意見書を提出しています。

地元である新城市八名区長会は、法的な事情から平成 26 年 1 月 21 日に厳格な審査を求める要望書を提出しておりますが、加えて、私たちは企業団地の開発目的と基本方針に立ち返り、原則を守り、産業廃棄物処理業の申請に対しては、これを許可しないように求めます。

平成 26 年 5 月

署名欄

氏 名	住 所
-----	-----

注) 署名はご本人様がお書きください。住所は愛知県からお書きください。

* 上記署名は本目的以外に使用しません。

署名集約代表者 ふるさとの環境を守る会・子供と環境を守るママの会

代表 白井尚夫(新城市八名区長会会長)

市に(株)ケンメイ跡地の取扱いに関して、企業庁や管財人にどのような連絡を取っていたか情報公開請求をしたところ、企業庁には跡地の利用に関する対応の見解について電話により確認をしたが、管財人に対しては直接連絡を取っていないと回答がありました。

☆情報非開示の理由(原文)⇒ ①(株)ケンメイ跡地を管理する管財人に対しては当該土地の利用に関し市から直接連絡を取っておらず、これに係る公文書は(電子メール)は保有していないため。②愛知県企業庁に対しては(株)ケンメイ跡地の利用に関する対応の見解について確認をしたが、電話により行っており、これに係る公文書は(電子メール)は保有していないため。(H26.4.11 回答)

要望書

新城市は、第1次総合計画で4つの基本戦略を定めています。その1つに「環境首都創造」を定め、環境に配慮した循環型のまちづくりを推進していくことは当然のことながら、住民主体のまちづくりを進めていくことが重要であると考えています。

平成25年5月から、新城市内の愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地に民間の産業廃棄物処分業が進出するという動きがあり、新城市として地域住民の生活環境悪化への不安を払拭するため、進出事業者との環境保全に関する折衝、関係地域住民代表者等と同種施設の視察や知識の習得、情報共有などを行ってきました。

しかし、地域住民から進出反対の意思としての署名運動、一部地区の区民総会において、反対の決議がされるなど、未だ様々な疑念と不安が取り巻いている状況です。

そして、平成26年3月26日には、当該事業者から産業廃棄物処分業の許可申請書が愛知県知事に提出されました。

こうした状況を踏まえ、許可権限を有する愛知県知事へ下記の要望を提出します。

記

- 1 産業廃棄物処分業許可申請の審査に当り、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいた「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」及び「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」の許可基準に則した厳正な審査を要望する。
- 2 当該事業者の企業団地での事業予定箇所から、700メートルから1キロメートルの比較的近い範囲に小中学校やこども園があり、成人より敏感な子どもが常日頃に生活する場であることから、産業廃棄物処分業の許可や指導に当り、更なる慎重かつ適正な対応を要望する。
- 3 今回の件は、愛知県の政策目的に沿って企業団地に進出した企業が倒産し、当該土地が競売に付されることで、当初の政策目的とは必ずしも適合しない企業の操業が可能になる場合があるという特異な経過をたどったところであるが、今後同種の事態が生じることのないよう必要な対策を講じられたい。
- 4 今後、新城市として悪臭防止などに関する独自の環境基準の設定や規制の強化を検討するに当り、愛知県としての専門的な知見に基づく助言、協力を要望する。

愛知県知事 大村秀章様

平成26年4月10日

新城市長 穂積亮次